

旭市学校施設利活用基本方針

～学校再編により使わなくなった学校施設の利活用について基本方針を定めました～

1. 基本的な考え方
2. 配慮事項
3. 市の施策との整合
4. 検討体制と進め方
5. 利活用における優先順位

2024年11月

背景と目的

本市では、子どもたちの元気な笑顔と活気あふれる学校を継続的に運営できる環境づくりを最優先に考え、2021年6月に「旭市学校再編基本方針」を策定し、地域の合意形成を得ながら学校の再編を進めています。

学校跡地の利活用については、施設の老朽度、土地の状況などの要因や、利用需要の見極めなどといった公共施設のマネジメントの観点から全体の利益に大きく貢献する必要があります。

しかし、公共施設は今後の人口減少等により、利用需要が変化していくこと、あわせて、生産年齢人口の減少による税収減に加えて、扶助費の増大が見込まれるなど、近い将来、大きな財政負担として顕在化することが想定されています。

このような状況を踏まえ、今後の学校跡地の利活用についての指針とするため、基本的な考え方や利活用に向けた基本的な流れについて「旭市学校施設利活用基本方針」を定めることとしました。

1. 基本的な考え方

基本方針の骨格

学校施設の利活用における骨格は、旭市公共施設等総合管理計画に則ることとし、人口減少・高齢化の進展や厳しい財政状況などの課題に対しても適切に対応できるようにします。

旭市公共施設等総合管理計画

魅力あるまちづくりを進めるため、将来にわたって健全で持続可能な行政経営と安全・安心で利便性の高い公共施設の維持保全の両立に取り組む。

平成28年度から概ね50年間で建物床面積30%以上の削減を目指す。
(約84,000㎡削減)

旭市公共施設等総合管理計画
〈改訂版〉

令和4年6月



旭市

考えられる利活用方法

- ・ **地域住民の利用等、地域ニーズを踏まえた利活用**

学校は地域住民との関わりも深く、コミュニティや地域活動を支える中心的な場でもあり、シンボリックな存在となってきました。

こうした役割や機能を担ってきたという経緯を踏まえ、施設の利活用にあたっては、地域の意向・ニーズについて十分配慮した利活用を検討します。

- ・ **行政需要への対応**

本市の公共建築物は、高度経済成長期に整備されたものが多く老朽化が進んでいます。また、価値観の変化にも対応する必要性が生じています。

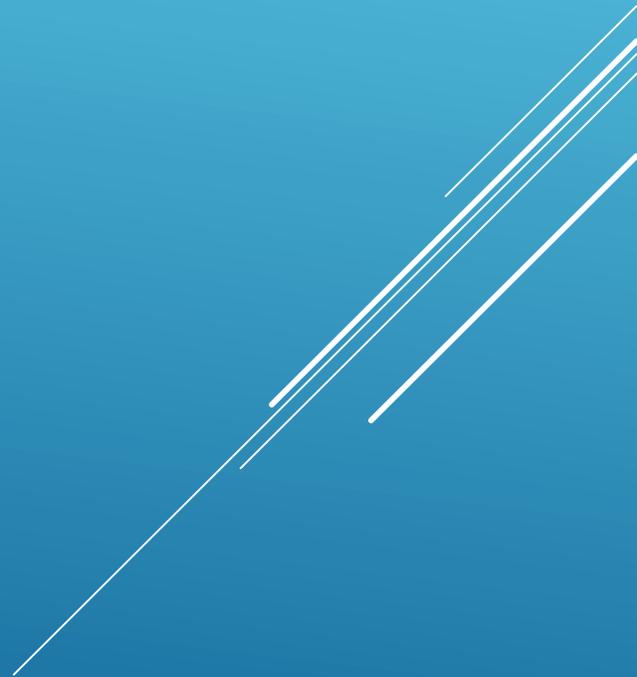
そのことから、今後の行政需要に応じた施設等への利活用や、更新時期の迫った近隣施設の転用、類似施設の集約等の有効活用を図ります。

- ・ **民間事業者等による利活用**

事業機会の創出等による地域経済の活性化や市財政運営の改善等への寄与を考慮し、民間事業者等への貸付や売却について検討します。

民間事業者等の選定では、事業者等の健全性、事業内容及び継続性等について精査します。

2. 配慮事項



地域への配慮

- 学校施設は災害時の避難所として指定されている場合や、選挙の投票所として利用されていることもあります。これらの機能の確保についても検討します。

災害リスクへの配慮

- 土砂災害や津波・洪水など、災害リスクの現状及び将来の見通しなどを考慮します。

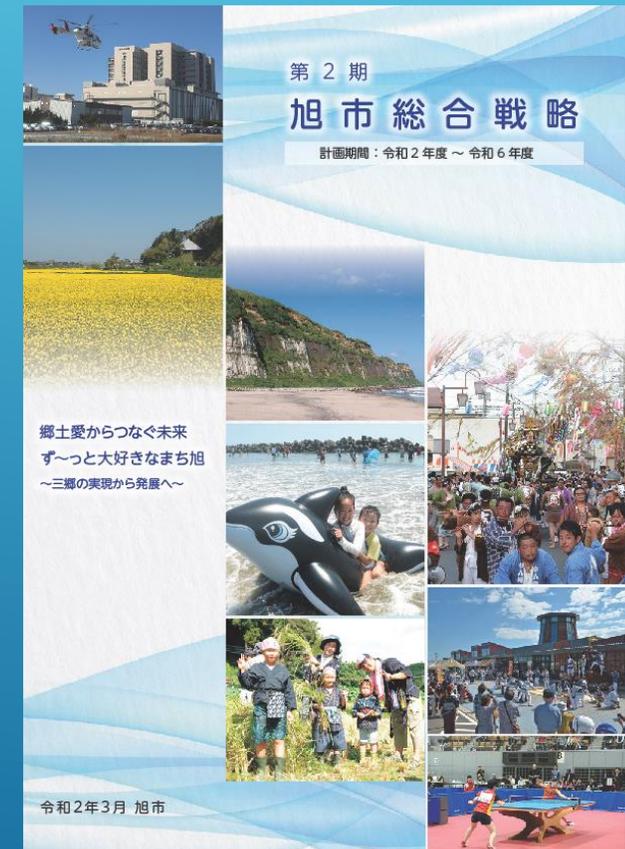
財政的配慮

- 国庫補助金等を活用して整備した施設を転用・貸付等する場合、補助金の返還や市債の繰上償還等の財産手続きについて考慮します。
- 学校施設の敷地内に市有地以外の土地がある場合は、返却による借地の解消、若しくは借地料の見直しを行います。

3. 市の施策との整合

旭市総合戦略

- 旭市総合戦略は、旭市人口ビジョンに示された人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少社会の中において、市民が満足して暮らすことができるように、地域経済の活性化を図ります。
- 持続可能な社会の実現に向けての基本目標や施策の基本的方向等を定めるものであり、本市のまちづくりの最上位の指針となります。



旭市都市計画マスタープラン

- 旭市都市計画マスタープランは、都市の将来あるべき姿やまちづくりの方針を示し、まちづくりを計画的に進める指針としての役割を果たしています。
- 将来土地利用の方針は、これからの人口減少・少子高齢化の成熟社会に対応した都市環境の形成を目指し、土地利用の状況、地形等の自然的条件、幹線道路等の交通軸、医療・福祉・農商工業などの産業構造、日常生活上の交流の範囲、災害リスク等を考慮して定められています。



旭市都市計画マスタープラン
ひとが輝き 海とみどりがつくる健康都市“旭”

日本一住みよいまちを目指して

平成22年3月 旭市

4. 検討体制と進め方



検討体制

- 学校施設の利活用を速やかに効率的に検討するため、旭市庁議等設置規程に基づく「専門委員会」を設置することとします。

旭市庁議等設置規程（抜粋）

（専門委員会）

- 第6条 市長は、専門的及び個別的な調査研究を行うため、必要に応じて専門委員会を設置することができる。
- 2 専門委員会の構成及び運営に関する事項は、市長が別に定める。
 - 3 専門委員会の庶務は、原則として調査研究に係る事項を主管する課が処理する。

検討の進め方

- 利活用の検討過程では、基本方針を踏まえ、地域の意向等に配慮したうえで、施設ごとに利活用計画案を作成します。
- この計画案については、庁議に報告のうえ検証し、市議会への報告・地域への説明のうえ、計画を決定します。

旭市庁議等設置規程（抜粋）

（付議事項）

第3条 庁議に付すべき事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- （1） 市政運営の基本方針に関する事項
- （2） 議会提案に係る事項
- （3） 重要な新規事業又は重要な施策に関する事項
- （4） 法令の制定改廃又は国若しくは県の施策等、市政運営に重大な影響を及ぼす事項
- （5） 特に重要な行事等に関する事項
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

5. 利活用における優先順位



優先順位

1. 市施策における利活用

本市の行政需要に応じた公共施設としての利活用が見込める場合は、優先して検討します。
施設を利活用する場合は、その必要性と財政負担を十分精査します。

2. 公共・公益的団体等による利活用

公共団体や公益的団体、民間事業者が計画する公益的事業の内容等を精査し、利活用について検討します。
施設の改修費用は団体等が全額負担する条件で施設を貸付します。

3. 民間事業者等による利活用

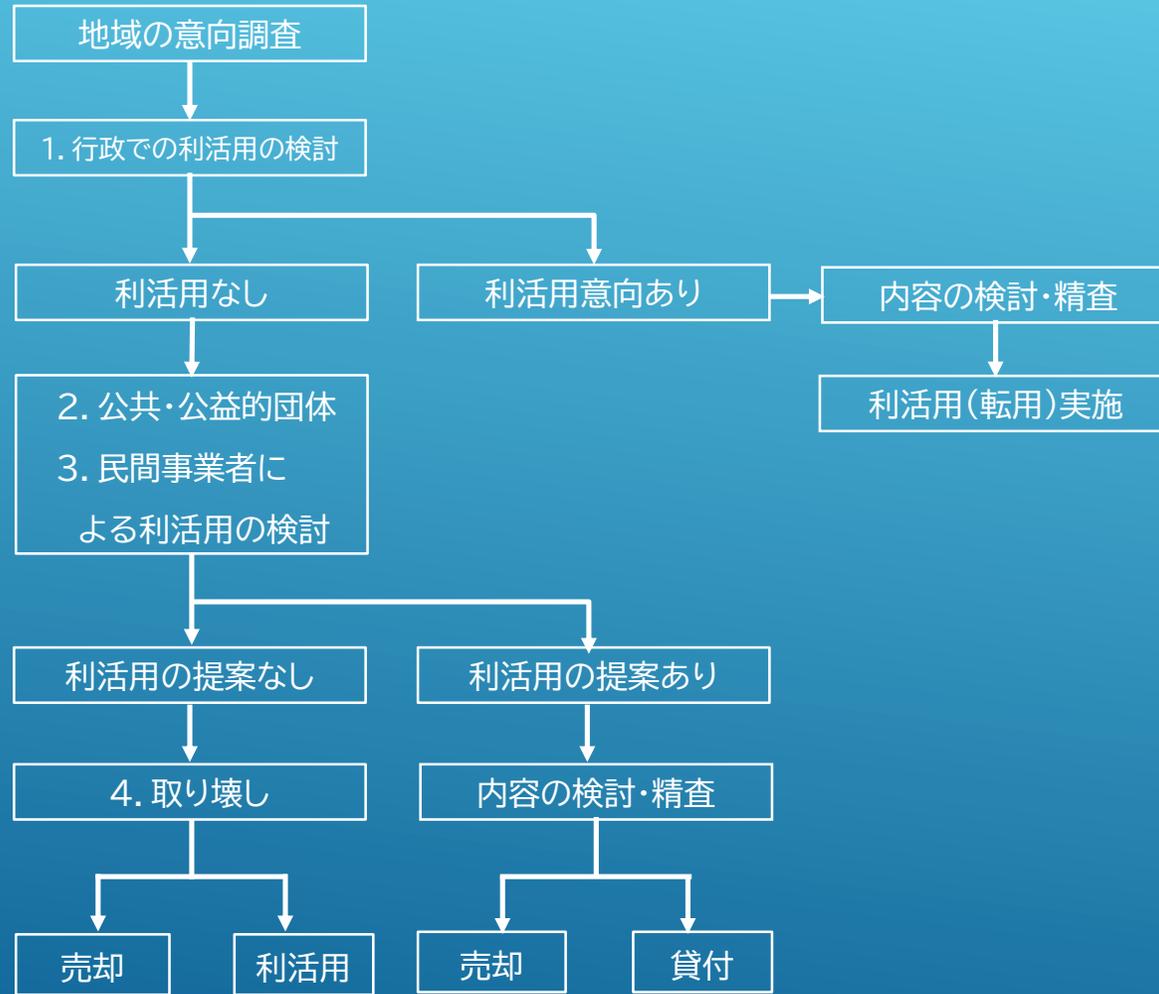
民間事業者等が計画する事業内容等を精査し、利活用について検討します。
事業提案を募集し、有償で売却・貸付します。

4. 取り壊し及び更地での利活用

上記においての利活用の実現性が無い場合、施設を取り壊し売却等を含め更地での利活用について検討します。
早期売却が難しいと判断した施設は、解体費や維持管理費、安全性等を考慮し、施設の解体時期を検討します。

※老朽化が著しい施設は、利活用を検討せずに「4」に進みます。

学校施設利活用の流れ



老朽化が著しい施設は、利活用を検討せずに「4」取り壊しを行う